

辺野古訴訟・上告棄却の不当判決に断固抗議する（談話）

2016年12月21日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

安倍政権が、翁長沖縄県知事の辺野古埋め立て承認取り消しを違法として訴えた訴訟について最高裁は昨日、沖縄県の上告を棄却する不当な判決を言い渡しました。

最高裁が、翁長知事が強く求めていた口頭弁論も開かず、沖縄県民の置かれている状況を顧みず国の言い分を認める判決をおこなったことに強く抗議します。

福岡高裁那覇支部が今年9月16日におこなった判決は、翁長知事の取り消し処分の内容などについて審査することなく、「辺野古新基地建設が唯一の普天間基地の危険性除去」などと、国の言い分を鵜呑みにしたものでした。

今回の最高裁判決では、さすがに「辺野古唯一」論は採用しなかったものの、前知事の埋め立て承認について「違法等があるということとはできない」と断じ、前知事の埋め立て承認の過程も、現知事の取り消し過程も検証していません。

また今回の判決は、1999年の地方自治法改定で、国と地方自治体が対等の関係とされた趣旨がまったく反映されておらず、安倍政権の方針を追認したというほかありません。オスプレイの墜落事故に怒る沖縄県民の声もまるで届いていないかのようです。

このような最高裁判決に対して、翁長知事は、あらゆる手段を尽くして辺野古新基地建設を許さない立場を重ねて表明しています。

私たちは、沖縄県民のたたかいにさらに連帯を強め、辺野古新基地を許さないたたかいを全国に広げる決意を表明するものです。

以上